

◆ 墓地使用開始までの流れ

申 込 受 付

- 受付期間 令和7年10月3日（金）～令和7年11月7日（金）
- 受付場所 市役所 環境課（庁舎2階）
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 受付方法 電話・窓口による受付
- 墓地区画数 3区画
- 申込要件 本市に引き続き3年以上住所を有する方で、同一世帯に市営墓地の許可を受けている人がいない方（他の市営墓地からの改葬を除く）
*三親等以内の親族による同一区画の申込みはできません。

抽 選 会

- 希望者数が募集区画数を超えた場合は、使用場所を決める抽選会を行います。該当される方に、後日通知します。
- ※欠席した場合または抽選会の時間に遅れた場合は、環境課により代理抽選を行いますので、ご了承ください。

市営墓地使用許可申請書の提出

- 「市営墓地使用許可申請書」は環境課窓口にあります。（市HPからもダウンロードできます。）
添付書類：申込者本人の住民票の写し（本籍、続柄、世帯主記載のもの）

墓地使用料・管理料の納付

- 墓地使用料は、墓地を使うことができる使用权で、土地の所有権ではありません。また、管理料は、墓地の通路等共有施設を管理するための費用です。
- 墓地使用料及び管理料の納入通知書を送付しますので、指定の納付場所にて納付してください。
- 管理料は毎年度5月に納入していただきます。なお、今年度は、年度途中での使用許可となりますので、月割計算により納入していただきます。
- 納付が確認でき次第、「市営墓地使用許可証」を郵送します。
この使用許可証は、使用墓地の使用权の証書となるものであり、石碑の建立や焼骨の埋葬などの諸手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

墓地の供用開始

- 石碑等の設置工事費用は、使用者の負担です。
- 石碑等の工事をする際は、工事着手前に「市営墓地使用場所工事施工届」を環境課に提出してください。届出書は環境課窓口にあります。
- 指定の工事店はありません。
- 石碑等設置基準により施工してください。
- 工事を完了したときは、石碑等の設置基準に適合しているか検査を受けてください。
- お骨を納めるときには、「市営墓地埋葬等届」に市営墓地使用許可証と火葬許可証又は改葬許可証を添付して環境課に提出してください。

下野市役所 環境課 環境政策グループ

TEL 0285-32-8898